

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 10 月 9 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則 4—9）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 2 項中「合格者に」を「当該最終合格者に」に改める。

第 61 条第 1 項中「第 16 条（ただし書を除く。）」を「第 16 条本文」に、「調査」を「調査」とあるのは「公表」を「公表する」に、「通知」を「通知する」に、「採用試験の最終合格者」とあるのは「昇任試験の合格者」と、「」を「ときは、」に改め、「、採用試験」を削り、「昇任試験」を「ときは」に改め、同条第 2 項中「まで、」を「まで及び」に、「第 43 条第 4 号中「その他人事委員会が定める事由に該当する場合」とあるのは「職員としての地位を失った場合その他人事委員会が定める事由に該当する場合」を「第 43 条第 3 号中「死亡した」とあるのは、「職員としての地位を失った」に改める。

第 66 条第 1 項中「、試験に関する事務のうち」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる採用試験のうち第 8 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる方法により行うもの（第 8 条第 2 号に掲げる方法により行うものにあつては、人事委員会が認めるものに限る。）に係る第 16 条本文（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）、第 31 条（第 1 項ただし書を除く。）、第 34 条及び第 35 条第 1 項（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）に規定する人事委員会の権限
- (2) 第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる採用試験のうち第 8 条第 4 号に掲げる方法により行うものに係る第 16 条本文（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）に規定する人事委員会の権限
- (3) 第 60 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる昇任試験に係る同条第 2 項並びに第 61 条第 1 項において準用する第 15 条第 1 項、第 16 条本文から第 19 条まで、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項及び第 4 項、第 23 条から第 25 条第 1 項まで、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条（第 1 項ただし書を除く。）、第 34 条、第 35 条並びに第 37 条第 1 項に規定する人事委員会の権限

附 則

この規則は、公布の日から施行する。